

仕 様 書

1 件名 長崎振興局公用車車検及び法定点検整備業務

2 目的

対象となる公用車について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 48 条第 1 項各号に基づく定期点検整備（以下「点検整備」という。）及び同法第 62 条に基づく継続検査（以下「車検整備」という。）を行うことで、適正な車両の運行及び管理を行うことを目的とする。

3 点検整備・車検整備を行う車両

別添「長崎振興局公用車整備計画一覧表（令和 7 年度）」（以下「一覧表」）の車両（30 台）

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（ただし、車両ごとに一覧表の「業務完了指定期日」までに履行すること。）

5 業務内容

(1) 車両の引取り（納車）

請負者は、対象車両を引取り、指定された点検整備・車検整備等を実施したうえで、納車するものとする。

車両の引取り・納車場所は一覧表にある「駐車場所」とする。

(2) 整備内容（整備点検項目等）

車両ごとの整備内容については、一覧表（№2）を確認すること。

点検整備（点検に付随する油脂類及びマイナーパーツ代を含む。）

車検整備（点検に付随する油脂類及びマイナーパーツ代を含む。）

保安確認検査

継続検査手数料〔自動車検査登録印紙代〕の負担

自賠責保険料の代行納付

自動車重量税の代行納付

エンジンオイル等消耗部品の交換

ごみの除去、マットの清掃、拭き掃除等の車内清掃作業、下回り洗浄

点検整備において使用する部品については、メーカー純正品又は推奨品（新品）を使用すること。

(3) 整備内容の変更

請負者は、点検を実施した結果、仕様書及び一覧表に記載のない整備（車検整備等の整備上、又は車両の安全な走行を確保するために必要な整備）が必要な場合又は仕様書に記載のある整備が一部必要でないと判断する場合は、契約担当者と協議のうえ、整備項目を変更できるものとし、変更契約を行う。

(4) 点検整備にあたっての事前通知

請負者は、一覧表の「業務完了指定期日」の 1 か月前（「業務完了指定期日」が 6 月にくるものは 1 週間前）までに、契約担任者あて点検整備及び車検整備の実施について通知するとともに、協議のうえこれを実施する。

6 その他

(1) 請負者は、車両の納車時、契約担当職員に点検整備記録簿の写しを提出し、点検整備結果を説明するものとする。（車検整備の場合は、同時に自動車検査証・自動車検査証記録事項及び自賠責保険証書の写し（以下「車検証等」という。）も提出する。）

(2) 請負者は、各車両の点検整備を実施（車検整備については更新後の車検証等を提出）した後、当該車両にかかる費用を請求できるものとする。契約担任者は請負者から適法な請求書を受理したときは、これを受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。